

令和4年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和4年3月22日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|------|
| 1番 | 山本哲也 | 2番 | 正垣耕平 |
| 3番 | 家根谷美智子 | 4番 | 大石哲雄 |
| 5番 | 中井照恵 | 6番 | 吉本和広 |
| 7番 | 田上明人 | 9番 | 檜木正行 |
| 10番 | 九鬼裕見子 | 11番 | 山本明生 |
| 12番 | 木本眞次 | | |

欠席議員（1名）

8番 松井孝恵

○出席した事務局職員は次のとおり

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 檜山裕子 | 副局長 | 小倉一仁 |
|------|------|-----|------|

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------|-------|-----------------|------|
| 町長 | 奥田誠 | 副町長 | 山本敏章 |
| 教育長 | 宮内一裕 | 会計管理者 (会計課長) | 十河貴子 |
| 総務課長 | 水口和洋 | 総務課副課長 | 中島正博 |
| 振興課長 | 平尾好孝 | 振興課副課長 | 吉田忠弘 |
| 税務課長 | 笠松昭宏 | 住民課長 | 瀬田和哉 |
| 住民課副課長 | 芦口正史 | 住民課副課長 | 陸平志保 |
| 福祉課長 | 木村陽子 | 福祉課副課長 | 芝健治 |
| 福祉課副課長 | 坂本真理子 | 長寿課長 | 宮本真里 |

| | | | |
|----------------------------------|---------|------------------|---------|
| 長寿課副課長 | 目 良 大 敏 | 建 設 課 長 | 栗 田 信 孝 |
| 建設課副課長 | 山 根 康 生 | 建設課副課長 | 谷 本 和 久 |
| 上下水道課長 | 谷 本 誠 | 上下水道課 副 課 長 | 陸 平 将 史 |
| 教育委員会 事務局 長 | 三 浦 誠 | 教育委員会 事務局 副局長 | 平 岩 晃 |
| 教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長 | 前 芝 由 希 | | |

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 上富田町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 6 議案第 7 号 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9 号 上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例
- 日程第 9 議案第 10 号 上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 10 議案第 11 号 上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 11 議案第 12 号 上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 13 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 14 号 上富田町敬老祝金支給条例
- 日程第 14 議案第 15 号 上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例
- 日程第 15 議案第 16 号 上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例
- 日程第 16 議案第 17 号 上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止
する条例

- 日程第 17 議案第 18 号 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算
（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 3 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第
3 号）
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算
（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 26 号 令和 4 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 28 議案第 29 号 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 29 議案第 30 号 令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 30 議案第 31 号 令和 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 31 議案第 32 号 令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 32 議案第 33 号 令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 33 議案第 34 号 令和 4 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 34 議案第 35 号 令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 35 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 37 号 町道路線の認定について
- 日程第 37 議案第 38 号 副町長の選任について
- 日程第 38 議案第 39 号 上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 39 議案第 40 号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第 40 発委第 1 号 国立病院の機能強化を求める意見書（案）
- 日程第 41 決議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻について抗議する決議（案）
- 日程第 42 議員派遣の件について
- 日程第 43 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

松井議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 議案第2号～日程第24 議案第25号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第2号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例の件から日程第24 議案第25号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件まで24件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

△日程第1 議案第2号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第2号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第3号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第4号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第4号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

て質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第5号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第5号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第5号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

全国の公務員は、コロナ禍や頻発する自然災害をはじめ、国民の命や暮らし、権利を守るために、コロナ感染を恐れながらも公務労働者は現場で奮闘しています。会計年度職員はその職場を支えています。上富田町においても同様です。

国は、9割以上の非常勤職員に期末手当と勤勉手当の両方を支給してきました。さらに、人事院は、令和3年7月に国家公務員の常勤職員と類似する非常勤職員の期末勤勉手当を常勤職員と同じように支給する通知を発出しました。これにより、国家公務員の常勤職員と類似する非常勤職員の期末勤勉手当は100%支給されることとなります。

上富田町にも常勤職員と類似する非常勤職員は多くいますが、勤勉手当は支給されていません。上富田町の会計年度職員は、正規職員とは違い学歴は勘案されず、一般事務、保育でも初任給で4号俸低い給与を基準に時間計算されています。昇給においても、正規職員が標準年に4号俸昇給するのに対して1号俸しか昇給せず、大きな格差となっています。そして14号俸上がると頭打ちとなり、その後、給与は上がりません。勤務年数が上がるほど正職員との給与差はどんどん広がっています。

会計年度職員の期末手当削減は、正規雇用の0.15月分の半分、0.075月分ですが、正規職員に比べて元の給与が低い会計年度職員の期末手当の引下げは、給与額から見て大きな影響となります。本町の会計年度職員の給与等の処遇は正規職員に比べて均衡を欠いており、早急に改善すべきです。消毒等の業務に従事した際に支給される特別業務手当が支給されることはよいことです、ということで反対するものではありませんが、会計年度職員の給与を下げるということは認められません。

以上により本案に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第6号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第6号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第7号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第7号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第8号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第8号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第9号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第9号、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例についてを議題といたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、教育委員会に意見照会をいたしました。回答はお手元に配付しておりますとおり異議なしであります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第10号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第10号、上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第11号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第11号、上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第12号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第12号、上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を

改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第13号

○議長(大石哲雄)

日程第12 議案第13号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第14号

○議長(大石哲雄)

日程第13 議案第14号、上富田町敬老祝金支給条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、上富田町敬老祝金支給条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第15号

○議長(大石哲雄)

日程第14 議案第15号、上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例について
質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号、上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第16号

○議長(大石哲雄)

日程第15 議案第16号、上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号、上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第17号

○議長(大石哲雄)

日程第16 議案第17号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止

する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第18号

○議長（大石哲雄）

日程第17 議案第18号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第19号

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第19号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第19号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第20号

○議長（大石哲雄）

日程第19 議案第20号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第21号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第21号、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第21号、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第22号

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第22号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）について質疑を行います。
歳入歳出一括でお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。

これより議案第22号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第23号

○議長（大石哲雄）

日程第22 議案第23号、令和3年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号、令和3年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第24号

○議長（大石哲雄）

日程第23 議案第24号、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第24 議案第25号

○議長（大石哲雄）

日程第24 議案第25号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第25号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第26号～日程第34 議案第35号

○議長（大石哲雄）

これより日程第25 議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算の件から日程第34 議案第35号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件まで10件を一括議題といたします。

当初予算の件につきましては、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。提出のありました委員会審査報告書はお手元に配付しておりますので、事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読します。

令和4年3月22日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

予算審査特別委員会委員長家根谷美智子。

委員会審査報告書。

令和4年第1回（3月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記。

1、議件。

議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算から議案第35号、令和4年度上富

田町特別会計朝来財産区予算までの10件。

2、審査結果。

議案第26号から議案第35号までを原案可決とする。

3、審査年月日、令和4年3月8日、令和4年3月16日、令和4年3月17日。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、3番、家根谷美智子君。

○3番（家根谷美智子）

おはようございます。

ただいま議題となりました議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算から議案第35号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第26号から議案第35号までの10議案は、去る3月8日に当予算審査特別委員会に付託され、3月16日、17日の2日間で当局から説明を受け、その後、質疑、討論、採決を行いました。

その結果、付託された10議案のうち、議案第26号及び議案第28号から議案第30号までの4議案については賛成多数により可決しました。

また、議案第27号及び議案第31号から議案第35号までの6議案については、全会一致により全て原案のとおり可決するものとしたしました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により新規事業などの内容や積算根拠をただし、財政の健全化は確保されているか、決算審査の指摘事項などが予算に反映されているかどうかなど、質疑、提言は広範にわたりました。

一般会計の総額は69億5,700万円で、前年対比6億4,500万円の増で、過去最高額となっています。令和4年度新規事業として、防災行政無線改修事業4億5,144万円、保健センター改修事業2,700万円、上富田中学校駐車場整備事業1,500万円、（仮称）南紀の台コミュニティセンター建築事業1,500万円などに係る費用計上等が予算増額の要因となっています。

今後、学校給食センターや小・中学校の空調設備事業等の起債の返済が本格化する厳しい財政事情の中、事務事業の見直しをはじめ徹底した行財政改革を行い、将来の財政負担の抑制を図る必要があると考えます。

当局は、新年度予算の執行について、委員会において可決の議決を得たことの重みを

しっかりと受け止めていただき、基本構想に鑑みた経済効果を目指し、町民サービスに努めるべく、予定事業の推進に当たっていただくことを強く要望して、委員長報告いたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

9時35分まで休憩します。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時33分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第25 議案第26号

○議長（大石哲雄）

日程第25 議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本和広君。

○6番（吉本和広）

議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算に対する反対討論を行います。

町内には、高齢者施設、障害児施設、保育所、学童保育所など、ケア労働に関わる人が多く働いています。コロナ禍においてケア労働に関わる方たちへの新型コロナに対する感染防止策と検査に対する対応が必要だと思います。中小零細事業者への町独自の助

成が今後も必要だと思います。

また、福祉政策で安心して住み続けるためにデマンド型コミュニティバスによる移動手段を確保しようとしていることと、防災対策で無料で戸別受信機の貸出しを行うことは評価できます。

公立保育所では、会計年度任用職員は3分の2を占め、保育士が確保できず、待機児童が出る状況です。正規職員を増やす必要があると思います。そして、将来的に保育所を民営化するという方向性を持っていることに疑問を感じます。上富田町は、類似団体に比べて会計年度職員が多く、正職員の負担は大きいと思います。改善は見られますがまだまだ不十分です。

そういった対応が見られないことから、議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番、田上明人君。

○7番（田上明人）

議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算について賛成討論をします。

先日の一般質問で、私は、1月の選挙で町長が公約した9つのマニフェストの実現の見通しについて質問し、町長の答弁をいただきました。

9つのマニフェストのうち、今年度予算に盛り込まれている事業6件、令和5年4月から実施に向け準備している事業1件、国や県の補助次第ですが、着実に実施が見込まれる事業2件です。

また、町民の皆様から問われている防災行政無線について、お年寄りや雨の日に聞き取りにくいご家庭の方や各事業者の方に確実に災害情報の警報、避難情報等が正確に届けられるように、防災行政無線の機能強化と、戸別受信機を町内全世帯の希望する世帯に貸出しする防災対策強化事業が盛り込まれたことです。

これら町民の民意が反映された令和4年度上富田町一般会計予算に賛成します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第26 議案第27号

○議長（大石哲雄）

日程第26 議案第27号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番、吉本和広君。

○6番（吉本和広）

議案第27号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する賛成討論を行います。

国保加入者の多くが低所得者であり、国保税の支払いが大きな負担となっています。令和4年度も令和3年度と同様に国保基金1億円を使って国保税の減額を行う予算になっています。5月に国保運営委員会を開き、賦課割合を決めるとしています。その際には均等割を引き上げないよう発言し、議案第27号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時40分

○議長（大石哲雄）

私が、最初に、次に、本件に対する賛成討論の発言を許しますと読みましたが、これは、次に、本案に対する賛成討論の発言を許しますということで訂正します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第27号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第27 議案第28号

○議長（大石哲雄）

日程第27 議案第28号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第28号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらおうと始まった医療制度です。保険料は2年に1回見直しされ、低所得者に対して均等割の軽減割合が、以前の9割軽減が廃止され、令和元年度より8.5割、令和2年度、7.75割、令和3年度以降は軽減特例が廃止され7割軽減となり、まさしく高齢者に痛みを感じてもらおう政策となっています。

今年10月から、年収で単身200万円以上、夫婦世帯で320万円以上に対し、医療費の2割負担を実施する予定です。窓口負担2割になる方が329名と見込まれています。

高齢になれば医療にかかることが増えるのは当然です。高齢者の収入に占める医療費負担の割合は、若者世代に比べて3倍から4倍程度と高くなります。年金額が4月から0.1%削減され、生活不安が募っています。少ない年金だけでの生活では医療抑制が起こり、重症化を招きます。

よって、議案第28号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第28号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第28 議案第29号

○議長（大石哲雄）

日程第28 議案第29号、令和4年度上富田町特別会計介護保険予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第29号、令和4年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論を行います。

介護保険料は第8期の2年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は年収の約1か月分が有無も言えない年金天引きとなっています。

また、令和3年8月より補足給付が改正されました。補足給付を受けている方が143名います。6名を除いた137名の中には負担増となっている方がいます。特に第3段階2の施設入所者は、月に2万円以上の負担増となりました。高齢になればショートステイや施設入所が必要になるのは当然です。しかし、補足給付の改正によって安心して活用できない状況です。

よって、議案第29号、令和4年度上富田町特別会計介護保険予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、令和4年度上富田町特別会計介護保険予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第29 議案第30号

○議長（大石哲雄）

日程第29 議案第30号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第30号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論を行います。

平成30年度から、残土処分場用地として土地を取得し、下谷地区で造成工事が行われました。今のところ売却予定はなく、不要不急の造成工事と言わざるを得ません。

宅地造成事業は減額に努力されていますが、繰上げ充用での対応となっています。今後は町の保有地の売却に計画的に取り組み、毎年行われている繰上げ充用額の減額にさらに努められるよう発言し、議案第30号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第30 議案第31号

○議長（大石哲雄）

日程第30 議案第31号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第31号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 1 議案第 3 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 1 議案第 3 2 号、令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 2 号、令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 2 議案第 3 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 2 議案第 3 3 号、令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 3 号、令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 3 議案第 3 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 3 議案第 3 4 号、令和 4 年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 4 号、令和 4 年度上富田町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 4 議案第 3 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 4 議案第 3 5 号、令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第35 議案第36号及び日程第36 議案第37号

○議長（大石哲雄）

日程第35 議案第36号、公の施設の指定管理者の指定についての件から日程第36 議案第37号、町道路線の認定についての件までの2件を一括議題といたします。

△日程第35 議案第36号

○議長（大石哲雄）

日程第35 議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第36号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第36 議案第37号

○議長（大石哲雄）

日程第36 議案第37号、町道路線の認定について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第37号、町道路線の認定についてを採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第37 議案第38号

○議長（大石哲雄）

日程第37 議案第38号、副町長の選任についてを議題といたします。
当局より提案理由の説明を求めます。
町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第38号、副町長の選任について。
下記の者を、上富田町副町長に選任したいから地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。
記。

住所、上富田町生馬 1 5 7 2 番地の 4。

氏名、山本敏章。

生年月日、昭和 3 1 年 1 0 月 1 8 日。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由を説明いたします。

このたび、令和 4 年 3 月 3 1 日付で任期満了となります山本敏章氏を、再度、上富田町副町長に選任したく、議会の同意を求めるものであります。

山本氏は、平成 2 6 年 4 月 1 日に副町長に就任しております。この間、職務を全うしており、財政能力、法制執務能力など、役場の業務を熟知しているとともに、大変優れていること、これらに加え、住民の方々、職員からも信望が厚く、最適の人材と認めているところであります。つきましては、引き続き副町長として選任同意をいただけるようお願い申し上げます。

なお、任期期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 4 年間となります。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（大石哲雄）

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 2 番、木本君。

○1 2 番（木本眞次）

質疑というよりも、以前からの経過をちょっとご説明させていただきます。

以前は 5 5 歳で定年になりました。そういう関係で、副町長と、当時は助役、収入役という方が辞められます。そういうことで年金をもらうのに時間があるんです、まだ。その関係上、当時の町長さんが、年金をもらえるまでの 8 年間ということで任命をしました。そういうことを町長さん、ご存じですか。僕は先輩議員からこういうことをお聞きしていたので、今発言させていただいたんですけれども。

以上です。

○議長（大石哲雄）

直接的な質疑ではありませんが、町長、質疑、答えますか。

（「質疑になってない」の声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

○議長（大石哲雄）

再開します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

以前の町長さんは2期8年という考えでありましたが、私は2期8年以外でも副町長は山本敏章氏を選任したいということでお願いをしているところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号、副町長の選任について同意を求める件は、これを同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、副町長の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

山本副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

よろしく申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、大変貴重な時間をお借りしまして誠に恐縮ではありますけれども、私から一言ご挨拶を申し上げます。

副町長の選任につきまして、議員各位の同意をいただきまして、誠にありがとうございました。私にとりましては身に余る光栄であります。

甚だ微力非才の身ではございますが、今後もさらなる上富田町発展のために、奥田町長の下、全身全霊を傾けて務めさせていただきますので、今後とも引き続き議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時13分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第38 議案第39号

○議長（大石哲雄）

日程第38 議案第39号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第39号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を、上富田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、棘充。

住所、上富田町岡 1 2 6 5 番地。

生年月日、昭和 3 8 年 2 月 2 5 日。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由を説明いたします。

麩充氏につきましては、本年 3 月 3 1 日をもって任期満了となりますので、引き続き上富田町固定資産評価審査委員会委員として務めていただきたく、議会の同意を求めるものであります。

麩氏は、同委員として 1 期 3 年の経験と、農地利用最適化推進委員、農業振興協議会委員を歴任され、地域での人望も厚く、十分な知識と認識があり、適任であると考えますので、選任同意をいただけるようお願い申し上げます。

なお、選任期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間となります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 3 9 号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

△日程第 39 議案第 40 号

○議長（大石哲雄）

日程第 39 議案第 40 号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 40 号、上富田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、植本宣孝。

住所、上富田町生馬 1705 番地。

生年月日、昭和 25 年 6 月 3 日。

令和 4 年 3 月 22 日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

植本宣孝氏につきましては、本年 6 月 29 日をもって任期満了となりますので、引き続き上富田町教育委員会委員として務めていただきたく、議会の同意を求めるものです。

植本宣孝氏は、同委員として 1 期 1 年の経験と、小・中学校の P T A 活動や社会教育行政にも幅広く関与していただいていた経緯と深い見識をお持ちの方であり、町の教育や生涯学習の充実に幅広く寄与していただいております。議会の同意方、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期期間につきましては、令和 4 年 6 月 30 日から令和 8 年 6 月 29 日までの 4 年間となります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

△日程第40 発委第1号

○議長（大石哲雄）

日程第40 発委第1号、国立病院の機能強化を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

○事務局長（樫山裕子）

朗読します。

発委第1号。

令和4年3月22日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、厚生建設常任委員会委員長松井孝恵。

国立病院の機能強化を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、吉本和広君。

○6番（吉本和広）

本来であれば厚生建設常任委員長の松井議員が説明しますが、欠席のため、吉本から

説明させていただきます。

国立病院の機能強化を求める意見書（案）について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

戦後最悪と言える新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、感染対策のみならず、日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなりました。

新型コロナウイルス感染症に感染しても受け入れる病院・病床・スタッフの不足など、医療体制の逼迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できぬままに亡くなるという痛ましい事例も相次いでいます。まさに「医療崩壊」の危機に直面する事態となっています。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究に関わる必要な経費に、国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが地域医療を守り、充実させることにつながります。

また、新型コロナウイルス感染症蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重篤患者への対応が十分にできませんでした。さらに現場ではマスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足の上に、十分な感染対策も出来ないまま、患者対応をせざるを得ない状態にも陥りました。このように必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び、国の社会的使命を果たすよう、以下の事項を強く要望します。

記

1 コロナ等の感染症や、発生が想定されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害から、国民の命を守るため国立病院機能を強化すること。

① 国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等の医療機器を整備すること。

② 「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。

2 国立病院の機能強化を図るため、医師、看護師をはじめ必要な職員を増員すること。

3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日。

上富田町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣を予定しています。

この意見書（案）については、全日本国立医療労働組合・南和歌山支部から要望があり、今回提出させていただきました。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第1号、国立病院の機能強化を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第41 決議第1号

○議長（大石哲雄）

日程第41 決議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻について抗議する決議（案）を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

○事務局長（樫山裕子）

朗読します。

決議第1号。

令和4年3月22日。

上富田町議会議長大石哲雄殿。

ロシアによるウクライナ侵攻について抗議する決議（案）。

提出者、上富田町議会議員木本眞次。

賛成者、上富田町議会議員山本明生、同じく九鬼裕見子、同じく樫木正行、同じく松井孝恵、同じく田上明人、同じく吉本和広、同じく中井照恵、同じく家根谷美智子、同じく正垣耕平、同じく山本哲也。

上富田町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、提案理由の説明を求めます。

12番、木本眞次君。

○12番（木本眞次）

決議案の提案理由を説明させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻について抗議する決議（案）について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻について抗議する決議（案）。

2月24日、ロシア軍はウクライナへの侵攻を行った。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

ここに上富田町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議し、即時に完全かつ無条件でのロシア軍の撤退と、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

令和4年3月22日。

上富田町議会。

この決議は、今回のロシアの暴挙に対し、上富田町議会として厳重に抗議の意を表するものであり、また、日本政府に、在留邦人の保護や、我が国への影響対策等、適切な

対応を求めるものであります。

私以下10名の賛成議員と共に提出いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより決議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻について抗議する決議（案）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第42 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第42 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第４３ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第４３ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より２８項目、厚生建設常任委員会松井孝恵委員長より２５項目、議会広報特別委員会正垣耕平委員長より１項目、議会運営委員会山本明生委員長より３項目、以上となっております。

また、２の目的につきましては所管事務調査、３につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知書及び第７４条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第７５条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和4年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、3月16日に宮城県、福島県で発生した地震で甚大な被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

次に、本定例会で木本眞次議員さん、山本明生議員さんが、全国町村議会議長会から長年の議員活動により自治功労表彰を受けられました。誠にめでとうございます。

次に、副町長の選任同意をいただき、ありがとうございました。引き続き副町長として、山本敏章氏が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで4年間就任していただきます。先ほど本人からの挨拶にもありましたように、今後も町政発展のために最大の努力をしていただけると期待をしていますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をいただけますようお願い申し上げます。

次に、本定例会で令和4年度の一般会計・特別会計の10議案のご承認をいただきました。この予算は令和4年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明をしていますが、行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療など、また、地域の振興対策を充実することも必要であると考えています。

また、令和4年度も厳しい財政状況には変わりなく、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、町の方針としましては、従前からの事業仕分、事業の見直しについては令和4年度も継続し、なお一層の取組を進めてまいります。

今後におきましても、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項並びに予算審査特別委員会の各委員さんからの指摘などを十分に反映し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、田辺ロータリークラブさんより教育関係の寄附の申出がありますので、3月24日に寄附贈呈式を予定しています。

次に、昨年3月に畜産団地を買受けした株式会社尾花組さんより、跡地利用について第1次の計画案が報告されています。また、尾花組さんからは、今後の上富田町の発展に寄与したい、また、開発などにおいては上富田町と十分協議をしていきたい旨の説明もされていまして、報告をしておきます。

次に、令和4年5月16日の任期満了による町議会議員一般選挙に伴い、5月中旬頃に臨時会の開催をお願いしたいと考えています。これにつきましては議長さんと相談をさせていただきます。

また、次の臨時会までには規模を縮小した行事が予定されていますが、新型コロナウイルス感染症対策中でありますので、決定については状況を見ながら判断したいと考えています。

明日3月23日の各小学校の卒業式、4月1日には町職員の人事異動から始まりまして、4月8日の各小・中学校の入学式などがございますが、議員各位におかれましても、参加依頼などがある場合には、ご参加、ご協力をいただけるようお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆さんには、特に緊急な事案がない限り今回の定例会が最終になります。私自身、町長に就任以来、議員の皆さんにはいろいろな立場から提案やご指導をいただきました。また、積極的な議会活動を行っていただきまして、お礼を申し上げます。

また、今議会で勇退される議員もいらっしゃると思いますが、多くの議員さんは再度立候補し、上富田町の発展のためにご協力いただけるものとお聞きをしております。4月24日に執行されます町議会議員選挙におきましてはご健闘されまして、再度、議員として町政の発展にご協力をいただけるようお願いを申し上げまして、令和4年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和4年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前 10時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 山本 哲也

議事録署名議員 正垣 耕平